

(仮称) 深見町ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書に係る環境保全上の意見

## 1 全般的事項

- (1) 本市を含む能登地域は、その土地の環境を生かした伝統的な農業・農法や生物多様性が守られた土地利用、農村文化や農業景観などが一体となって維持保全が図られてきたことにより、自然と調和した農林水産業と人の営みが育んだ「能登の里山里海」として世界農業遺産に認定されている。このような地域特性を十分に踏まえ、観光を含む地域資源の保全に最大限配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域周辺には、世界農業遺産「能登の里山里海」を代表する白米千枚田や窓岩をシンボルとする曾々木海岸があり、文化財保護法に基づく国の名勝や名勝及び天然記念物に指定されている。また、これらの代表的な景勝地のほか、奥能登最高峰である高洲山周辺についても、特に適切な維持保全を必要とするものであり、環境への影響を回避すべきことはもちろんであるが、こうした箇所に限らず、周辺地域が元来静かな山間部であって、そこに住民の営みがあることを十分に踏まえ、住宅や農用地等の分布状況等について現地で正確に把握し、周辺環境に影響を与えないよう各種評価や事業実施区域の検討を行うこと。
- (3) 各環境要素における調査・予測の手法及び評価の指標については、周辺の自然環境や生活環境、土地利用の状況等を十分に踏まえ、必要に応じて専門家から助言を得るなどして適切に設定するとともに、その設定根拠について詳細に示すこと。
- (4) 事業を実施するにあたっては、事業実施想定区域及びその周辺地域の住民や地権者、農業及び林業従事者等の事業を営む者等（以下「周辺住民等」という。）の理解が必要であり、十分にコミュニケーションを図ること。また、事業計画や環境影響の程度について、地域の要望に応じた説明会やその他の手法により、誠意をもって丁寧に、分かりやすい表現を用いて、積極的に情報提供を行うとともに、しっかりと意見聴取を行うこと。
- (5) 事業実施区域の一部が、他事業者による事業計画と重複していることから、事業者間において、事業計画の調整を図り、適切に調査・予測及び評価を行うこと。

## 2 個別的事項

### (1) 大気質

工事及び工事関係車両の走行等に伴う粉じん、窒素酸化物等による環境への影響が懸念されることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、資機材の運搬経路も含め、周辺住民等への影響を回避又は十分に低減すること。

## (2) 騒音・超低周波音、振動

ア 事業実施想定区域周辺には、住宅が多数存在しており、風力発電施設の稼働に伴って発生する騒音や超低周波音による環境への影響が懸念される。現状においては、住宅からの離隔を最短で約 0.8 km としているが、事業実施区域の設定にあたっては、環境への影響の程度について適切な方法により調査・予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の見直しや絞り込みを行い、可能な限り風力発電施設と住宅との離隔を確保すること。また、環境への影響を回避又は十分に低減できるとして事業実施区域を設定する場合は、その設定根拠について詳細かつ一般に分かりやすく示すこと。

イ 工事及び工事関係車両の走行等に伴う騒音、振動による環境への影響が懸念されることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、周辺住民等への影響を回避又は十分に低減すること。

## (3) 水

事業実施に伴う土地の改変等により、地下水や湧水の水涸れ、濁りが発生することがないように適切な環境保全措置を検討し、歴史的にも重要な谷山用水等の用水や井戸、溪流や河川、海域に影響を及ぼすことがないようにすること。

## (4) 地形地質

ア 事業実施想定区域周辺には、地すべり防止区域が存在しており、また、事業実施想定区域の一部には、地すべり危険地区や崩壊土砂流出危険地区等が存在するため、事業実施に伴う土地の改変により、土砂災害を誘発することがないように適切な方法により調査・予測及び評価を行うこと。

イ 森林の伐採や土地の改変により、水源の涵養や土砂災害の防止など森林の有する公益的機能の低下につながらないように十分配慮すること。また、河川や溪流等に土砂が流出して林地及び農用地の生産活動に影響を及ぼすことがないように環境保全策を検討すること。

## (5) 動植物・生態系

ア 動植物・生態系への影響が、事業実施想定区域周辺にも及ぶ可能性があることなどを踏まえ、専門家から助言を得るなどして、十分な範囲、期間において調査・予測及び評価を行うこと。

イ 海の直接改変はないとして、海域の生態系に影響を及ぼす可能性はないとしているが、海の栄養源と森林とは密接な関係があると言われており、森林の伐採による海への影響について、適切な方法により調査・予測及び評価を行うこと。

(6) 風力発電施設の影

事業実施想定区域周辺には、複数の集落があり、風力発電施設の影による環境への影響が懸念されることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、住宅や農用地等への影響を回避又は十分に低減すること。

(7) 景観

事業実施想定区域が、能登半島国定公園区域に近接しており、また、国道 249 号から 2km 以内の範囲は、景観法に基づく輪島市景観計画における景観形成重要地域であることから、風力発電施設の設置には十分に配慮すること。特に世界農業遺産「能登の里山里海」を代表する白米千枚田は、文化財保護法に基づく国の名勝に指定されており、窓岩をシンボルとする曾々木海岸は、国の名勝及び天然記念物に指定されている。これらの代表的な景勝地の背後や奥能登最高峰である高洲山周辺から人工的な風力発電施設が視認された場合、その程度によっては、景観に大きな影響があると考えられることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、景観への影響を回避すること。また、その他の地点も含め、単に垂直見込角による評価だけではなくフォトモンタージュを作成して、一般に分かりやすく示すこと。なお、フォトモンタージュの作成地点については、文献等による情報を基に独自に設定するのではなく、周辺住民等の意見を十分に反映し、本市の景観担当部局と協議を行い設定すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

白米千枚田は、本市のみならず「能登の里山里海」を代表する景観であり、多くの方々を訪れている。このような背景から、区域内の直接改変はないとは言え、人工的な風力発電施設が視認できた場合は、人と自然との触れ合いの活動の場として影響があると懸念されることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行うこと。

(9) 文化財

事業実施想定区域及びその周辺について、工事関係車両等の走行や土地の改変を行う可能性のある箇所については、事前に本市教育委員会と協議を行うこととし、埋蔵文化財包蔵地及びその可能性がある地点においては、埋蔵文化財への影響の有無について慎重な調査を実施すること。また、調査により埋蔵文化財に影響があると確認された地点については、文化財保護法に基づき記録を保存するための詳細な発掘調査等を行うこと。

(10) その他

事業実施期間中における緊急時の対応や事業終了後の措置においても、適正な維持管理が行われなければ、自然環境に大きな影響を与える可能性があることから、緊急時における管理体制の整備や施設撤去に係る計画等を明確にすること。

以上